

妊婦のための支援給付金のご案内



北竜町では、すべての妊婦さんに安心して妊娠～出産～子育て期を過ごしていただくために、妊婦さんへの支援として現金給付を行っています。また給付金と合わせて、保健師が妊娠～子育て期をとおして心配事や不安などの相談に応じます。

対象者 北竜町に住所があり、胎児心拍が確認された妊婦



支給額及び申請方法

	申請方法	給付金額	申請期限
1回目	妊娠届出時に申請	妊娠1回につき5万円	医師により胎児心拍が確認され、妊娠が確定した日（受診日）から2年間
2回目	通常赤ちゃん訪問にて申請	妊娠していた子どもの人数1人につき5万円	出産予定日の8週間前の日から2年間

給付と面談をセットで実施します

保健師との面談時に妊婦のための支援給付の申請書をお渡しします。妊娠～子育て期を通して心配な事や困りごとの相談を行います。（伴走型相談支援）。

妊娠届出時等
(妊娠8週～10週前後)

妊娠期
(妊娠32週～34週前後)

出産・産後

産後の育児期



保健師との
面談

1回目の
給付申請



保健師との
面談

町からプレゼント
があります



赤ちゃん訪問
・面談



2回目の
給付申請

継続的な情報発信
相談対応



- ・妊婦支援給付金申請書は、保健師からお渡しします。
- ・申請には妊婦本人の振込口座が必要となります。1回目の申請の際は、口座がわかる書類（通帳、キャッシュカード等）の写しが必要となります。

流産・死産等をされた方へ

妊娠の届出前に流産・死産・人工妊娠中絶をした方も、医師により胎児心拍の確認がされていれば「妊婦のための支援給付金」の支給対象になります。その場合は、産科医療機関で胎児心拍の確認を受けたことができるもの（証明書等）が必要です。

流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に申請が可能ですので、お問い合わせください。※制度開始前の令和7年3月31日までの流産等は、支給対象となりません。

よくある質問

Q 妊婦支援給付金の支給を受けるのに所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 妊婦支援給付金の申請は、妊婦、産婦以外の家族でもできますか？

A 申請者は妊婦・産婦本人となります。また、妊婦支援給付金は妊婦本人名義の口座（旧姓でも可）となり、本人以外の口座へのお振り込みはできません。口座を持っていないなどの理由がある場合は、現金により支給いたします。

Q 北竜町で妊娠届を出したあとに、他の市町村へ転出しました。この場合は北竜町と転出先の市町村のどちらへ妊婦支援給付金の申請をすれば良いですか。

A 妊婦支援給付金の申請日に住民票がある自治体で申請してください。転出先の市町村で改めて申請していただく必要があります。両方の市町村から給付を受けることは出来ません。

